

令和8年度 森を育む木づかい建築促進事業（非住宅） 募集要項（案）

※本募集要項では下記の通り、用語を定義しております。

- 県産材とは・・・・・・・・・・奈良県産材・奈良県地域認証材・奈良県産 JAS 材とします。
- 奈良県産材とは・・・・・・・・・・奈良県産材証明制度（対象製品が県内の森林から産出された木材を製材加工したものであることを証明する制度）により産地証明された製品とします。
- 奈良県地域認証材とは・・・・・・・・・・奈良県地域材認証制度（奈良県産材であり、かつ強度や含水率等において一定の品質基準を満たしたものであることを認証する制度）により認証された木材のこととします。
※認証材についての詳細は、奈良県地域材認証センターのホームページ（<http://www.nara-ninshozai.jp/>）をご覧ください。
- 奈良県産 JAS 材とは・・・・・・・・・・日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき制定された日本農林規格の構造用製材、枠組壁工法構造用製材、構造用集成材、構造用合板、造作用製材、造作用集成材、下地用製材等として格付が行われた製品のこととします。
- 構造材とは・・・・・・・・・・木造軸組工法（壁構造系、軸構造系）及び木造枠組壁工法の構造耐力上主要な部分に使用されるものとします。
- 内外装材とは・・・・・・・・・・建築物の内装又は外装に使用される木材で、床、壁、天井、外壁その他これらに類する部分に使用されるものとします。

1. 受付期間

令和8年4月20日（月）～令和8年9月30日（水）

※先着順で受付いたします。

※受付期間内に、下記の6（1）に従って受付を完了させてください。

※受付期間内であっても、申込み件数が予算に達した場合は締め切らせていただきます。

2. 補助対象者

補助の対象となる者は、民間における非住宅建築物の新築、増築、改築又はリフォームを行う当該建築物の所有者とします。

3. 補助対象建築物

次の要件を全て満たす建築物とします。

- (1) 奈良県内に所在すること。
- (2) 用途が次のいずれかに該当すること
 - ア 店舗
 - イ 事務所（専ら補助対象者及びその従業員が利用するものを除く）
 - ウ 宿泊施設（民泊（住宅の全部又は一部を活用した宿泊施設）を除く）
 - エ 福祉施設
 - オ 医療施設
 - カ その他不特定多数の者の利用が見込まれる施設

4. 補助対象工事及び補助金額

補助の対象となる工事は、工事請負契約書又は請書が交わされるものとします。

構造材に県産材を 10m³ 以上、内外装材に 40m² 以上使用してください。

補助金額は材の種類と使用量に応じた下記の金額とします。

(1) 構造材

種類	使用量	補助金額
奈良県地域認証材	10m ³ 以上20m ³ 未満	450,000円
	20m ³ 以上	900,000円
奈良県産 JAS 材	10m ³ 以上20m ³ 未満	500,000円
	20m ³ 以上	1,000,000円

※奈良県地域認証材、奈良県産 JAS 材のうちいずれか一つのみ選択可能

(2) 内外装材

種類	使用量	補助金額
奈良県産材	40m ² 以上60m ² 未満	160,000円
	60m ² 以上	240,000円
奈良県地域認証材	40m ² 以上60m ² 未満	300,000円
	60m ² 以上	450,000円
奈良県産 JAS 材	40m ² 以上60m ² 未満	340,000円
	60m ² 以上	510,000円

※奈良県産材、奈良県地域認証材、奈良県産 JAS 材のうちいずれか一つのみ選択可能

5. 他の補助金との併用について

非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金は、同一の目的及び対象となる、他の補助金は併用できません。

6. 手続きの流れ

(1) 補助金の交付申請

< 提出書類 >

※書類の記載の仕方は、記載例を参照ください。

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（非住宅）補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 構造材使用予定内訳書（第2号様式）、内外装材使用予定内訳書（第3号様式）
- ③ 付近見取図 ※申請する建築物を図示して下さい。
- ④ 各階平面図、立面図（リフォームの場合は該当部分のリフォーム前・後の平面図）
- ⑤ 建築確認済証もしくは建築工事届の写し
※申請時に建築の確認又は届出が未済の場合、実績報告時に提出でも可
- ⑥ 工事未着手誓約書（第4号様式）
- ⑦ 納税証明書（奈良県税に滞納のない書類）
（ただし、3箇月以内に発行されたものに限る）
- ⑧ その他知事が必要と認めるもの
- ⑨ 申請書類確認書（提出書類のチェックシート）

< 受付期限 >

受付期間内に、申請書の受付を完了させること。

※申請受付日は、書類に記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等無いことを確認した日となります。

書類の記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等がある場合は受付できませんので、余裕をもった提出をお願いします。

書類に不備がある場合は、書類の修正を依頼することがあります。

書類審査後、交付決定通知を行います。通知後に工事着手してください。（すでに工事着手している場合、申請はできません。）

(2) 現地確認

補助対象となる構造材に限り現地確認を行います。交付申請された方に連絡し、確認日の日程調整等を行います。

< 現地確認の時期 >

構造材の施工完了後、**内装工事に着手する前**
（補助対象となる構造材が確認できる状態の時）


< 現地確認当日の流れ >

(1) 部材の確認

担当者が建築現場に出向き、補助対象部位ごとに、JAS マークもしくは認証材シールを確認します。必要に応じて、納品伝票等の提示をお願いすることがあります。


(標記の例) ※下記の標記と異なる場合もございます。

【奈良県地域認証材の場合】

奈良県地域認証センター	
	
グレード	AAAA
含水率	SD20
ヤング係数	E90
機械検査 施設名	
樹種	スギ
寸法	4000×120×240
原木生産地	奈良県
製造業者名	

【奈良県産 JAS 材の場合】

樹種	スギ
	
全木検	
構造材 の種類	甲Ⅱ
等級	★ ★
寸法 (入り数)	〇 × 〇 × 〇
材面の 特徴	二方上小節
製造業者名	〇〇製材株式会社 製材工場

	スギ	SD-15	E-90
全木検	〇〇製材株式会社 製材工場	120×120×3000	

(2) 写真の撮影

補助対象部位ごとの木材の使用状況及び施工状況を写真撮影します。

(3) 申請内容の変更

構造材、内外装材のうち奈良県産材の使用量が増減する、又は種類を変更する（奈良県産 JAS 材を奈良県地域認証材に変更する等）により補助金額が増減する場合は、変更交付申請が必要となります。

ただし、予算の範囲内での変更となりますので、必ず事前にご相談ください。

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（非住宅）補助金変更交付申請書（第5号様式）
- ② 変更内容が分かる書類（交付申請書類の修正等）

< 提出期限 >

※申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。

(4) 実績報告

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（非住宅）補助金完了実績報告書（第6号様式）
- ② 構造材使用実績内訳書（第7号様式）、内外装材使用実績内訳書（第8号様式）
- ③ 各階平面図、立面図（リフォームの場合は該当部分のリフォーム前・後の平面図）
- ④ 工事請負契約書又は請書の写し
- ⑤ 補助対象材施工完了証明書（第9号様式）

- ⑥ 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県産材証明書）（第10号様式）、奈良県地域認証材証明書（第11号様式）又は木材・木製品の合法性・持続可能性証明書及びJAS材証明書（第12号様式）
- ⑦ 納品伝票の写し
※「納品伝票の写しについて」（8ページ）を必ずご確認ください。
- ⑧ 写真（事業の実施の際には、忘れずに必要写真の撮影を行うこと。）
※「写真の撮り方について」（9ページ）を必ずご確認ください。
- ⑨ 建築確認済証もしくは建築工事届の写し
※申請時に提出していない場合、または申請時から変更が生じた場合のみ
- ⑩ その他知事が必要と認めるもの
- ⑪ 実績報告書類確認書（提出書類のチェックシート）

< 提出期限 >

補助対象となる**構造材又は内外装材の施工完了後**、速やかに提出してください。
令和9年3月15日（月）まで

※書類審査後、補助金の額の確定通知を行います。

（5）補助金の交付請求

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（非住宅）補助金交付請求書（第13号様式）
- ② アンケート

< 提出期限 >

※補助金の額の確定通知が出された後、速やかに提出してください。

（6）辞退

構造材のうち奈良県産材の使用量が10m³未満となる、内外装材のうち奈良県産材の使用量が40m²未満となる、又は竣工が遅れ、実績報告が提出期限内に提出できない等の理由により補助金交付の辞退をする場合は、速やかに利用辞退届を提出してください。

< 提出書類 >

- ① 森を育む木づかい建築促進事業（非住宅）補助金利用辞退届（第14号様式）

< 提出期限 >

※辞退理由が生じた場合は、速やかに提出してください。

8. 県産材の使用のPR

（1）啓発プレートの設置

本事業により補助金の交付を受けた場合、県から啓発用プレートを配布します。竣工・引渡後、来訪者から見えやすい場所に設置していただき、県産材利用の普及啓発活動にご協力ください。

(2) SNS等の活用

SNS等を活用し、建築物や県産材の良さについての情報発信にご協力ください。

※ご協力いただいた内容は、県ホームページや広報資料等で紹介させていただく場合があります。

9. 書類提出先

書類の提出方法につきましては、下記のメールアドレスあてに送付してください。

※送受信確認のためメール送付後に、必ず電話にてご連絡をお願いします。

受付窓口：奈良県環境森林部県産材利用推進課 ブランド戦略係

電話番号 0742-27-7470

メールアドレス naranoki@office.pref.nara.lg.jp

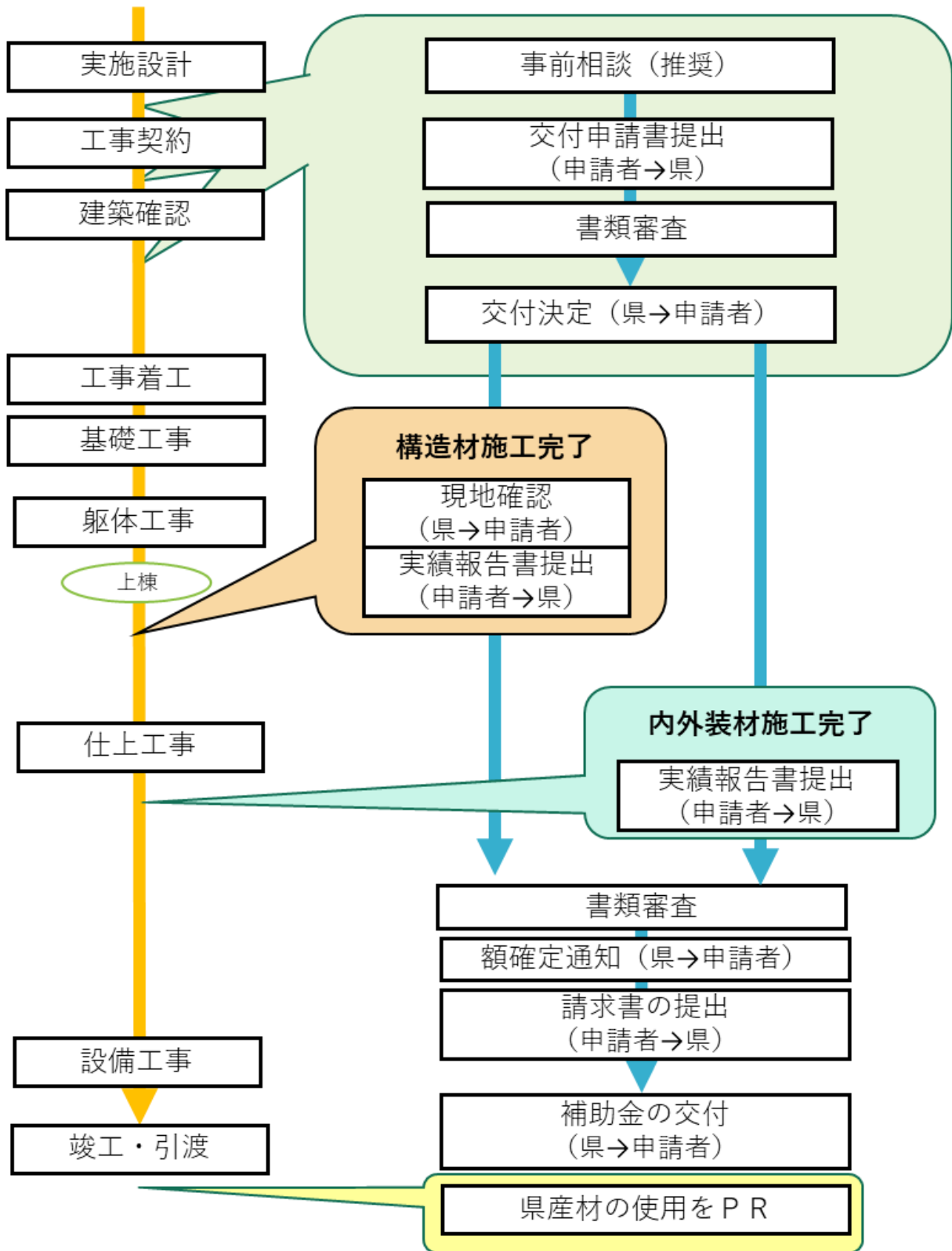
※必要書類の様式は、下記HPからダウンロードいただけます。

【奈良県 環境森林部 県産材利用推進課ホームページ】

<https://www.pref.nara.lg.jp/n096/66467.html>



補助金申請から交付までの基本的な流れ



納品伝票の写しについて

実績報告時に提出する「納品伝票の写し」については、以下の取扱いとしますのでご留意下さい。

【具体例 1】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：1枚 A→Bへの納品伝票

⇒実績報告時の提出枚数：1枚 A→Bへの納品伝票

【具体例 2】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：材木店」→「C：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：2枚

A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票

⇒実績報告時の提出枚数：2枚

A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票

【具体例 3】（認定事業者が建築業も行っており、実際の納品書がない場合）

納品の流れ：「A：認定事業者」＝「A：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：0枚

⇒実績報告時：「納品証明書」を「奈良県知事」宛て、原本で提出。

以下を記載すること。

- ・申請者邸に納品した旨
- ・納品した木材の樹種、品目、規格（mm）（長さ・幅・厚み）、数量、材積（m³）

写真の撮り方について

実績報告時に提出する写真は、補助金支出の根拠となる重要な証拠になるため、以下の留意事項に注意して撮影してください。

【実績報告時に提出する必要がある写真】

1. 工事着手前の写真
2. 補助対象部位ごと（例：土台、柱、梁、内装、外装 等）の木材の使用状況等（納品時、施行時を含む）を確認することができる写真
（構造材については、奈良県産 JAS 材を使用する場合は表示された JAS マークを確認できる写真、奈良県地域認証材を使用する場合は認証材シールを確認できる写真とする）
3. 完成写真（補助対象部位ごとの施工完了写真）

【実績報告時に提出する写真に関する留意事項】

共通

- ①ピントが合っており、対象を明確にして撮影していること
- ②A4用紙にカラー印刷もしくは貼付しているものであること
- ③写真のサイズは、見やすい大きさであること
- ④各写真の上下の向きを揃えること
※縦・横の写真が混在する場合等は、1枚のA4用紙ごとに揃えてください。
- ⑤必ず撮影対象を明記すること

構造材

※写真の枚数に上限はありません。

「全体を撮影した引きの写真」と「部位を拡大した写真」を組み合わせるなどして以下の事項を満たすように写真を提出してください。（内装材においても同じ）

- ①補助対象部位は全種類（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②建物のどの位置に使われているか分かること
- ③部位の形（奥行きや厚み）の判断ができること
- ④木目などにより樹種の判断ができること（養生で隠れているものは不可）
- ⑤写真に写っている部位の名称を明記すること（例：土台、大引 等）

内外装材

※内外装材を使用している箇所の写真を撮影してください。

- ①補助対象部位は全種類（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②なるべく据え付け家具や設備等と一緒に撮るなどして、各階平面のどの位置に使われているか分かること
- ③木目などにより樹種の判断が出来ること
- ④写真に写っている部位の名称を明記すること（例：床、壁 等）
- ⑤「工事着手前の写真」と「完成写真」は、それぞれ同じアングルで撮影することとし、工事完了前後の対比が明瞭であること

よくある質問（Q & A）

Q 1. 事務所用途はどこまで対象ですか？

A 1. **自社のみが専用で利用する事務所は対象外**です。来訪者対応・サービス提供等、**不特定多数の利用が見込まれる事務所**が対象です。

Q 2. 構造材に「県産材」とありますが、一般の奈良県産材も対象ですか？

A 2. **構造材**として補助対象になるのは**奈良県地域認証材**と**奈良県産 JAS 材**のみです。一般の奈良県産材は構造材では対象外です。

Q 3. 交付申請中に工期の都合で着工してよいですか？

A 3. **交付決定通知後に着工**してください。**決定前の着工は対象外**です。

Q 4. 現地確認の準備は？

A 4. **構造材の JAS マーク／認証材シールが確認可能な状態**を確保し、**納品伝票**も現場または事務所で提示できるようにご準備ください。

Q 5. 実績報告の期限に間に合わない場合は？

A 5. 最終**令和 9 年 3 月 15 日（月）**が期限です。**難しい場合は早めにご相談ください。**やむを得ず要件未達・期限超過の場合は辞退届（第 14 号様式）をご提出ください。

Q 6. 材の調達が変わり、JAS 材から地域認証材に変更になりました。

A 6. **補助金額が変わるため、変更交付申請（第 5 号様式）が必要**です。必ず事前にご相談ください（予算枠の範囲内で対応）。